2　国会議員の互助年金等に関する調査会

本調査会は、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、第159回国会において設置され、平成16年６月16日から協議を開始した。

第160回国会閉会後から今国会中において、本調査会は11回協議を行った。

（１）調査会経過

○平成16年８月24日（火）（第６回）

○元国会議員等参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成16年９月８日（水）（第７回）

○衆議院議員（５名）から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成16年９月22日（水）（第８回）

○参議院議員（５名）から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成16年10月１日（金）（第９回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年10月14日（木）（第10回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年10月28日（木）（第11回）

○厚生労働省、総務省、国立国会図書館及び財務省から説明を聴取した後、質疑を行った。

○平成16年10月29日（金）（第12回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年11月12日（金）（第13回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年11月22日（月）（第14回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年11月25日（木）（第15回）

○答申草案について協議を行った。

○平成16年12月３日（金）（第16回）

○答申草案について協議を行った。

（2）調査会設置要綱

国会議員の互助年金等に関する調査会設置要綱

1　調査会の設置

衆議院議長及び参議院議長（以下、「両院議長」という。）の下に、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者による諮問機関を置く。

2　名称

両院議長の下に置く諮問機関の名称は、「国会議員の互助年金等に関する調査会」とする。

3　構成

一　調査会は、委員６名をもって組織する。

二　委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、両院議長がこれを委嘱する。

三　調査会に座長を置く。

四　座長は、委員の推薦によって、これを定める。

4　諮問事項

国会議員互助年金制度等に関する諸問題について。

5　諮問期間

概ね６箇月

6　運営

一　調査会の招集は、座長が行う。

二　調査会の会議は、座長が主宰する。

7　参考意見の聴取

調査会は、議員その他必要と認めた者から参考意見を聴取することができる。

8　答申

調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を両院議長に答申するものとする。

9　調査会の事務

調査会の事務は、衆議院及び参議院の事務局がこれを掌る。

（3）調査会委員

座　　長	中島　忠能	前人事院総裁
座長代理	貝塚　啓明	中央大学教授
委　　員	中島　　勝	政治評論家
同	渡部　記安	立正大学大学院教授
同	大石　　眞	京都大学大学院教授
同	猪口　邦子	上智大学法学部教授